

京都府産木材認証制度
(ウッドマイレージ CO₂ 認証制度)

取扱事業者マニュアル

京都府農林水産部林務課

目次

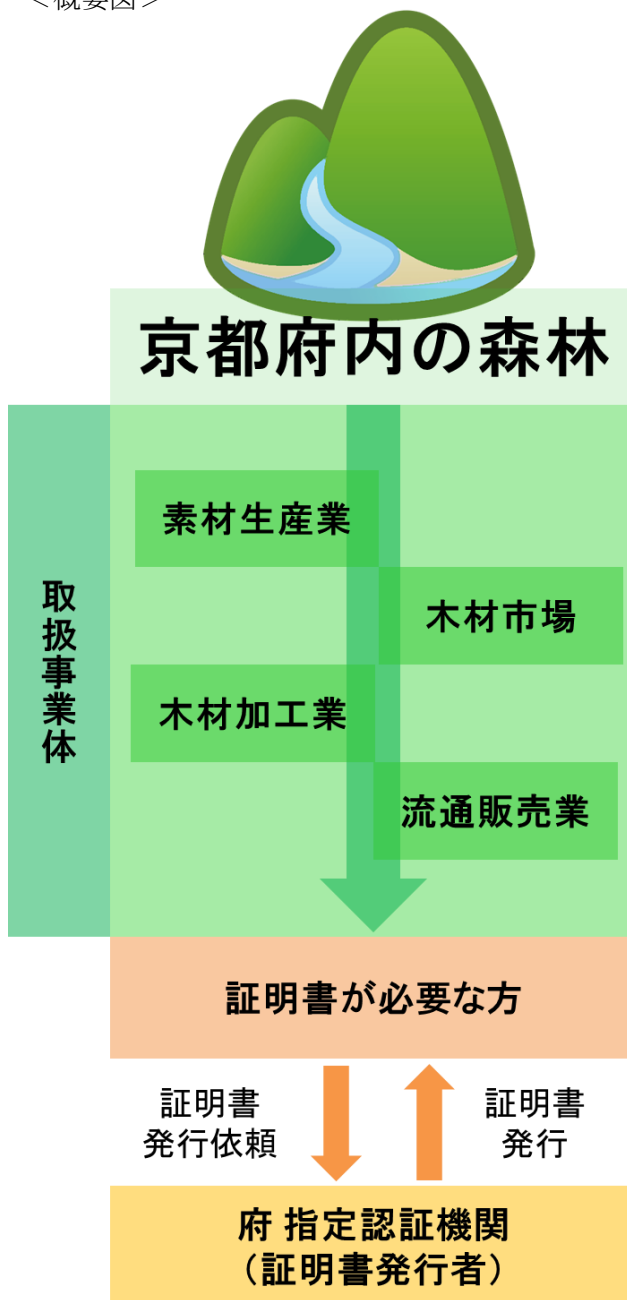
1	京都府産木材認証制度とは	1
2	取扱事業者とは	2
3	取扱事業者認定まで	2
4	業務実績報告書、変更届について	3
5	認定期間の更新について	3
6	京都府産木材を出荷する際の関係書類（納品書等）について	4
7	京都府産木材証明書及びウッドマイレージ計算書の発行について	5
8	標章の使用について	5
9	ホームページ・問い合わせ先	6

1 京都府産木材認証制度とは

京都府内で生産された木材であること、輸送時に排出された二酸化炭素量（ウッドマイレージ CO2）の数値を示すことで、地域材利用による地球温暖化対策を進める制度です。

京都府が認定した取扱事業者のみによって生産・加工・流通が行われた木材を使用し、認証機関に証明書発行依頼を行うことで、「京都府産木材証明書及びウッドマイレージ CO2 計算書」を入手することができます。

<概要図>



地元で育てた木を、
地元で使う。

木にも、
人にも、地球にも、
それが一番いい。



認証制度のロゴマークで
す。このマークを使用し
たい場合は5ページへ

2 取扱事業者とは

(1) どのような事業者が取扱事業者にあたるの？

京都府内の山から木を伐ったり、木を市場で売ったり、工場で加工したり、販売したりする事業者のことです。(例：素材生産業者、木材市場、木材加工業者、流通販売業者 等)

京都府による審査を経て認定されます。

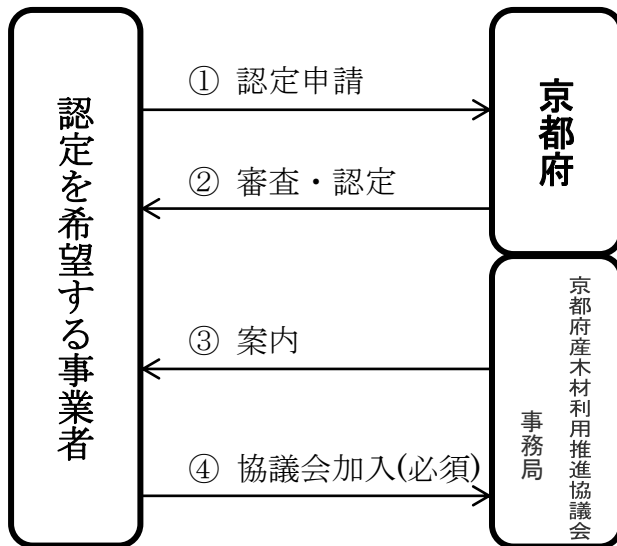
(2) どのようなことをするの？

木材の入荷から出荷までの間、京都府産木材が他地域産の木材と混ざらないよう、しっかりと分別管理します。

また、納品伝票等の関係書類を5年間整理保管します。これは証明書発行の際に必須となる重要な書類です。

また、認証制度の円滑な推進のため、全ての取扱事業者は京都府産木材利用推進協議会に参加することとされています。

3 取扱事業者認定まで



① 認定申請

認定にあたって必要な様式は、京都府 HP からダウンロードしてください



② 審査・認定

申請書提出後、日程調整のうえ現地審査を実施します。なお、この審査には証明書発行を行う認証機関が同行することもあります。申請書提出から認定までは通常1～2ヶ月程度の時間を要しますので、早めに申請してください。

③ 案内、④ 協議会加入 (必須) について

事務局である(一社)京都府木材組合連合会が案内をお送りします。協議会加入にあたっては、認証制度の運営と、協議会の活動に必要な経費として、毎年度、会費等の支払いが必要です。(会費等は、毎年開かれる協議会の総会で決まります)

4 業務実績報告書、変更届について

(1) 業務実績報告書

毎年4月15日までに、前年度1年間に取り扱った京都府産木材の量について京都府に報告が必要です。

実績が無い場合であっても、ゼロであったことを報告していただく必要があります。

第12号様式 (法人用) 京都府産木材認証制度に係る
取扱事業者業務実績報告書
(年度)

京都府知事 様

取扱事業者
所在地
名称
代表者氏名

京都府産木材認証制度実施要綱第14条第2項の
取扱事業者は、以下の業務の実績を下記のとおり報告す

1 認定番号

2 京都府産木材の取扱量

① 森林業 年間立木販売数量 (m³)
② 素材生産業 年間素材販売数量 (m³)
③ 原木市場 年間素材取扱数量 (m³)
④ 製材業

報告する京都府産木材量
などを記入

認定された業務区分全てにマルをつける

主な製材品の種目	京都府産原木の消費量 (m ³)	京都産木材製品の生産量 (m ³)
横架材、羽柄材	●● m ³	▲▲ m ³

⑤ 製品市場 年間製品取扱数量 (m³)
⑥ 木材卸売業 年間製品販売数量 (m³)
⑦ 木材小売業 年間製品販売数量 (m³)
⑧ その他木材加工業 ()

主な製品の品名	京都府産木材の消費量 (m ³)	京都産木材製品の生産量 (m ³)

(2) 変更届

会社名、代表者名、事業所の所在地の変更・追加、業務区分の変更・追加、電話・FAX番号、メールアドレスの変更といった登録情報に変更があった際に、必ず変更届の提出が必要です。

なお、認定書への記載事項に変更があった場合には、変更届と併せて、認定書の原本の返納が必要です。原本を紛失された場合は個別にご相談ください。

第13号様式 (法人用) 京都府産木材認証制度に係る
取扱事業者変更届

年 月 日

京都府知事 様

取扱事業者
所在地
名称
代表者氏名

京都府産木材認証制度実施要綱第15条第1項の規定により、取扱事業者に係る変更事項について下記のとおり届け出ます。

1 認定番号
2 変更した事項
3 添付書類 (変更の事実を証する書面)

記載例 (代表者名変更の場合)

記

変更前：木田 太郎 変更後：森田 一樹

別紙のとおり (登記簿の写し)

5 認定期間の更新について

認定機関は3年間です。適正に業務を実施し、実績報告書を提出されている場合は自動更新されます。

6 京都府産木材を出荷する際の関係書類（納品書等）について

納品書等のサンプルを以下に示しますが、以下の情報が網羅されていれば、既存のものをお使いいただくこともできます。

(1) 素材生産業者の場合の例

京都府産木材 荷渡伝票(サンプル)	
御中	
出荷年月日	平成 年 月 日
樹種	スギ・ヒノキ等を記入
材積	〇〇m ³
伐採箇所	(大字まで記入)
森林所有者	(氏名)
備考	
取扱事業体及び記入者名	認定番号□□-□□□□ (取扱事業体認定番号及び事業体名、記入者名を記入)

※上記の京都府産材は合法的に伐採された木材です。

(2) 加工、流通関係事業者の場合の例

納品書

納品先の施工会社(工務店等)
もしくは取扱事業者の名称を宛名にする

〇〇〇〇木材(株) 御中

●●商社 扱

納品場所: ●●県●●市●●町●●番地

合計納品額 ¥

金額は黒塗り可

納品日

伝票番号(あれば)

取扱事業者の名称を記載

認定番号: □□-□□□

〇〇製材所

●●商社等が介入する場合は必ず記載

書類作成日(あれば)

平成 年 月 日

下記のとおり納品申し上げます。

月日	納品		京都府産	樹種(あれば)	数量	単位	単価	金額	備考
	品名	サイズ			数量	単位	金額は黒塗り可	●●商社 扱	
<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block;"> どちらかに“京都府産”の記載を入れること(備考欄でも可) </div>									
<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block;"> 合法性に関する記載 </div>									
合計 上記の京都府産材は、合法的に伐採された木材のみを原料としています。									

--	--	--

7 京都府産木材証明書及びウッドマイレージ計算書の発行について

<証明書発行が必要となる方の例>

- ・京都府の「環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業」等の京都府産木材の利用を条件とする補助を受けられる方
- ・京都府内の公共事業等で、京都府産木材の使用を指定された施工業者の方
- ・京都府地球温暖化対策条例により、一定量以上の府内産木材等の使用を義務付けられている方
- ・購入した京都の木の生産履歴や環境に対する貢献度（CO₂の削減量）を知りたい方

<発行手続きの流れ>

証明書が必要な方が[京都府地球温暖化防止活動推進センター](#)に証明書の発行を依頼します。

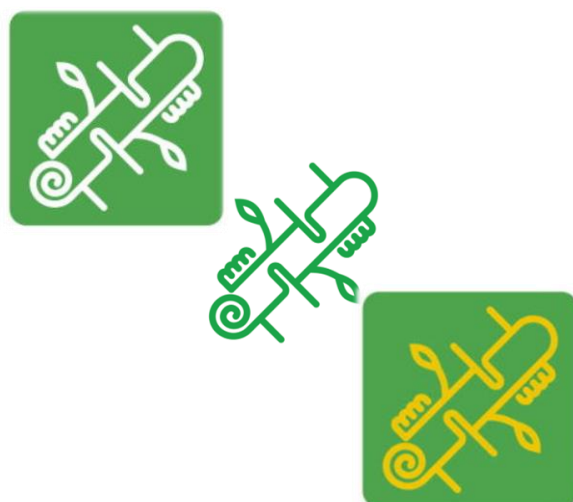
- ① 認証機関のウェブサイトから、発行依頼書をダウンロードし、依頼書に必要事項を記入
 - ② 認証を依頼する木材の入荷元及び数量などが分かる納品伝票などの書類（コピー可）を添付
 - ③ 依頼書及び添付書類をFAXまたは郵送で認証機関に送付
- ※証明書発行にあたっては手数料（5,400円）がかかります

8 標章の使用について

京都府産木材認証制度の普及のためのマークです。

使用を希望される場合は、予め京都府に使用許可申請を行ってください。

<使用例>HPへの掲載、普及啓発グッズ（のぼり等）での標章使用 等



9 ホームページ・問い合わせ先

- (1) 京都府産木材証明書及びウッドマイレージ計算書の発行に関することについて
 京都府地球温暖化防止活動推進センター <http://www.kcfca.or.jp/wood/index.php>
- (2) 認定の申請、変更届・実績報告書の提出、標章の使用許可申請について
 京都府ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html>
 事業所の所在地を所管する広域振興局等へご連絡ください。

連絡先		事業所の所在地
京都府山城広域振興局 森づくり推進室林業振興担当 (0774-21-3450)	〒611-0021 宇治市宇治若森 7-6	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府南丹広域振興局 森づくり推進室林業振興担当 (0771-22-1017)	〒621-0851 亀岡市荒塚町 1-4-1	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都府中丹広域振興局 森づくり推進室林業振興担当 (0773-62-2586)	〒625-0036 舞鶴市字浜 2020	福知山市、舞鶴市、綾部市
京都府丹後広域振興局 森づくり推進室林業振興担当 (0772-62-4306)	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
京都府京都林務事務所林務課 (075-451-5724)	〒602-0915 京都市上京区中立売通小川東入三丁町 449	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町
京都府農林水産部林務課木材産業担当 (075-414-5011)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	京都府外